２）ＰＣ橋上部工工事
　同種工事ｄ　ＰＣ橋を架設した工事
　同種工事ｅ　自動車専用道路において、車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）
　特定ＪＶ乙型を構成して競争参加する場合、同種工事ｄは当該工事種別のすべての構成員が施工実績を有すること。同種工事ｅはいずれかの構成員が施工実績を有すること。
３）鋼橋上部工工事
　同種工事ｆ　鋼橋の工場製作
　同種工事ｇ　鋼橋を架設した工事
　同種工事ｈ　自動車専用道路において、車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）
　特定ＪＶ乙型を構成して競争参加する場合、同種工事ｆの施工する構成員が複数ある場合はいずれかの構成員が施工実績を有することとするが、この場合、本工事における鋼橋の工場製作は施工実績を有する構成員が行わなければならない。同種工事ｇは当該工事種別のすべての構成員が施工実績を有すること。同種工事ｈはいずれかの構成員が施工実績を有すること。
４）橋梁補修工事
　同種工事ｉ　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事
　同種工事ｊ　自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可､路肩規制は不可）
　特定ＪＶ乙型を構成して競争参加する場合、同種工事ｉは当該工事種別のすべての構成員が施工実績を有すること。同種工事ｊはいずれかの構成員が施工実績を有すること。

⑹　審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
　ただし、特定ＪＶ乙型の場合は、特定ＪＶ乙型として設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。
①　資格要件　設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示すａからｄのいずれかの資格を有すること。
　なお、外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、ＲＣＣＭ相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。
ａ　技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリートあるいは道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
ｂ　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリートあるいは道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
ｃ　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門あるいは道路部門）に合格し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者。なお、ＲＣＣＭに合格している者が、ＲＣＣＭ資格制度による登録ができない立場にいる者についてもＲＣＣＭと同等の能力を有している者として認めるものとする。
ｄ　土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者のいずれか（いずれも鋼・コンクリート分野又は橋梁分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者

⑺　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑻　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工（調査等）管理業務の請負人､当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑺に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑼　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に､資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

３　優先交渉権者の選定に関する事項
⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事で求める技術提案項目は下記のとおりとする。なお、詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する本工事に係る手続き開始の公示（説明書）による。
①　設計業務の実施方法に関する提案能力
②　交差･近接する高速道路の本線やランプ、一般道への交通影響が少ない床版取替方法の提案能力
③　施工期間短縮に有効な工法等の提案能力
⑵　優先交渉権者の選定　上記３⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

４　手続きに関する事項
⑴　担当部署　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮桜木町１―11―20　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課
山田　良太　電話048―631―0309
⑵　契約図書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　令和５年７月28日（金）から令和５年９月15日（金）16時まで
②　交付場所　上記４⑴に同じ
③　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載
⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和５年７月28日（金）から令和５年９月15日（金）16時まで
②　提出場所　上記４⑴に同じ
③　提出方法　電子メール又は書留郵便等
⑷　技術提案書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和５年10月６日（金）から令和６年１月10日（水）16時まで
②　提出場所　上記４⑴に同じ
③　提出方法　電子メール又は書留郵便等

５　その他
⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証の要否　要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　技術提案書等についてヒアリング（技術対話）を行う。
⑹　技術提案ヒアリング（技術対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。
⑺　技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者の選定後、設計業務に係る見積合わせを行ったうえで、設計業務に係る契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。
　交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、技術提案を反映した設計を改めて実施する。
⑻　関連情報を入手するための窓口　上記４⑴に同じ。
⑼　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。